

(別紙)

平成26年度HPV検査検証事業のフォローアップ調査事業実施要綱

1 目的

この事業は、がん対策推進基本計画に個別目標として掲げられた、感染に起因するがんへの対策を推進するため、HPV検査検証事業のフォローアップとして、市町村が当該検査の実施で生じた実務的な課題を明らかにし、今後HPV検査の導入に向けて検診体制の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める平成26年度HPV検査検証事業のフォローアップ調査事業公募要領により採択された事業者とする。

3 事業実施期間

平成27年3月31日までとする。

4. 事業の内容

(1) 【調査項目】

- ① HPV検査を併用した子宮頸がん検診の実施に係る諸課題（体制、フォローアップの方法等）の実態調査とその分析
- ② 子宮頸がん検診の精度管理に係る指標や体制の実態調査（陽性反応適中度、がん発見率、精密検査受診率、受診者の結果把握の体制等）とのその分析
- ③ 子宮頸がん検診に係る効率的・効果的な受診勧奨・啓発方法の調査

(2) 【調査に当たっての諸条件】

この調査は、平成25年3月にとりまとめられた「がん検診のあり方に関する検討会中間報告」において、HPV検査陽性者への細胞診トリアージ法またはHPV検査と細胞診の同時併用法などHPV検査を用いた方法を細胞診単独法と比較した際の効果及び不利益の程度や、不利益を最小化するための実施方法、自治体における円滑な実施体制等を早急に検討する必要がある。

そのため、HPV検査等の知見を確実に収集可能な体制を整えた市区町村において調査研究等を実施して検証し、検診間隔を含む最適な実施方法を検討することが必要であるとの提言がなされたことから、平成25年度においてHPV検査検証事業を実施したところであり、本事業は今後、HPV検査の導入について検討を

行う際に検討が必要な課題を整理するものであることから、根拠のある調査結果とすること。

5. その他

この実施要綱に基づき実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「平成26年度HPV検査検証事業のフォローアップ調査事業交付要綱」に基づき、予算の範囲内で委託を行うものとする。

6. その他の留意事項

- (1) この事業の実施により著作権が生じる場合には、その権利は厚生労働省に帰属するものとする。
- (2) この事業の実施に必要な事項であって本要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課と協議の上、決定する。
- (3) この事業により収集した個人情報等の取扱いについては、関係規定等を遵守し、十分配慮を行うものとする。